



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:http://mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

2022年に予定される東京証券取引所の新市場区分への移行及び本年施行が予定される資金決済法制及び金融サービス仲介法制に関する改正法の概要をご紹介します。

◇東京証券取引所の新市場区分

1. はじめに

東京証券取引所は、2021年6月末日を基準として、現在の上場企業区分（一部、二部、マザーズ等）を2022年4月から新市場区分へ移行することを予定していますので、概要をご紹介します。

2. 改訂の概要

① プライム市場

- 株主数800人以上、流通株式数20,000単位以上流通株式時価総額250億円以上
- 流通株式比率35%以上
- コーポレートガバナンスコードを全原則適用
- 最近2年間の利益合計が25億円以上、または、年間売上高100億円以上かつ時価総額1000億円以上
- 純資産50億円以上

② スタンダード市場

- 株主数400人以上、流通株式数2,000単位以上流通株式時価総額10億円以上
- 流通株式比率25%以上
- コーポレートガバナンスコードを全原則適用
- 最近1年間の利益が1億円以上
- 純資産額が正であること

③ グロース市場

- 株主数150人以上、流通株式数1,000単位以上流通株式時価総額5億円以上
- 流通株式比率25%以上
- コーポレートガバナンスコード基本原則適用

3. 上場維持基準等について

新たな市場区分では、**新規上場基準と上場維持基準が原則共通化**され、上場後も上場基準を満たし続ける必要があるほか、市場区分を移行する場合にも**移行先の市場区分にする新規上場基準を満たす必要**があります。上場後に上場維持基準に抵触した場合には、改善を図るための猶予期間が与えられる予定です。

また、今後、**流通株式数の算出に当たり、実態として流通性が乏しい株式（例えば政策保有株式）も流通株式からの除外**が考えられています。

4. コメント

今後、上場基準と上場維持基準は原則共通化されますので、上場後も上場時の基準を満たす必要があり、また、**その基準にはコーポレートガバナンス・コードも含まれます**から、継続的にコーポレートガバナンス・コードへの対応を図る必要があるといえます。

◆決済法制及び金融サービス仲介法制の見直し

近年のIT技術の進展に伴い、金融サービスの利便性・安全性の向上や、ワンストップ提供を可能にするべく、「**金融サービスの利用者の利便の向上と保護を図るための金融商品の販売等**」に関する

法律等の一部を改正する法律」が成立・公布されました。この法律は、大きく①決済に関する法制と②金融サービスの仲介に関する法制とを含んでいますが、本稿では、上記①決済法制の概要について説明し、②金融サービス仲介法制については、次号において解説します。

1. 資金移動業の規制についての見直し

(1) 高額送金を取扱可能な類型を創設

資金移動業について、**100万円を超える高額**の**海外送金**を取り扱うことのできる**類型**が新設されました。

この類型に定める事業を営む場合には、**業務実施計画**を定めて、**内閣総理大臣の認可**を受けなければなりません。

イ 具体的な送金指図を伴わない資金の受け入れが禁止されました。事業者は、**送金先や送金日時が決まっている資金のみを利用者から受け入れることが可能**になり、利用者資金を受け入れられる場合が限定されます

(2) 少額送金を取り扱う類型の規制の合理化

少額送金を取り扱う業者については、**履行保証金の供託に代えて、利用者の資金を分別した預金で管理**することが認められました。但し、この場合、資金移動業者は、**外部監査**を受けることが義務付けられます。

2. 利用者保護のための措置

いわゆる収納代行のうち、**実質的に個人間送金**を行う行為について、**資金移動業に該当し、事業者登録が必要であることが明確化**されました。

いわゆる**割り勘アプリ**（大人数での会食の支払時などに、各人の支払額計算や決済等をキャッシュレスで行うことのできるアプリケーション）等が念頭に置かれています。

3. 施行時期

決済法制に関する改正については、**公布日（2020年6月12日）から起算して、1年以内に施行**されることとされています。

（弁護士友成、弁護士門屋）

法務トピックス

◆障害者の法定雇用率の引上げ（3月1日）

障害者の法定雇用率が2021年3月1日より以下のとおり引上げられます。

- ① 民間企業 2.2%（現行）→2.3%
- ② 国・地方公共団体 2.5%（現行）→2.6%
- ③ 都道府県等の教育委員会等 2.4%（現行）→2.5%

なお、今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に広がりますので、注意が必要です。